

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西原町	西原全域	令和3年3月18日	平成31年3月12日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	208.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	151.3ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	128.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	31.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.6ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業従事者の高齢化、農業の後継者、担い手不足</li> <li>・農業環境が不十分であるため生産性が向上しない(小規模農地が点在、水不足など)</li> <li>・農業従事者の技術不足及び農業の魅力不足</li> </ul>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者等の担い手が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
---

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、167筆、17.2ha(172,120㎡)となっている。 (条件:農業経営の今後について:貸したい+貸付している、農地の利用意向:貸したい+すでに貸しており継続したい、中間管理活用したい)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構の活用方針 基盤整備済の地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。(土地改良区:津花波地区・安室地区・掛保久(崎原地区)) 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物生産に関する取組方針 野菜等の収益性の高い作物は、基盤整備済の地区へ集積化する。 畜産は住宅地から距離があり、かつ農地がまとまっている地区へ誘導する。 西原さわふじマルシェを活用し、特産加工品の開発に向けた作物生産に取り組む。</li> </ul>

## 5 今後の地域の中心経営体となる経営体の状況

経営体数 : 法人4経営体 、 個人19経営体
-------------------------